

2026年4月以降入学生向けの案内です。

※2025年9月以前入学生の案内は内容が異なります。

詳細は学費HP「2026年度秋学期学費・その他の諸費の納入方法について(2025年9月以前入学生)」をご覧ください。

国の修学支援新制度 (授業料減免(多子世帯支援含む)・給付奨学金) における学費(※)の取扱いについて

国の修学支援新制度(授業料減免(多子世帯支援含む)・給付奨学金)対象者(以下、修学支援対象者)の2026年度秋学期授業料減免額は、9月以降に実施される家計判定の結果に基づいて決定され、原則として授業料から授業料減免額を差し引いた金額を請求します。そのため、学費請求スケジュールも通常と異なるスケジュールとなります。

ただし制度利用申請のタイミングや日本学生支援機構(JASSO)の判定スケジュールによっては、2026年度秋学期は修学支援対象者としてではなく、通常の学生として口座振替を実施することがあります。

つきましては、自身が以下【A・B・C】のいずれにあてはまるかを確認し、それぞれの案内に従って学費を納入願います。

また、支援区分の決定時期や支援資格の有無等によっては、全額学費(減免前学費)を納入いただき、後日、決定した支援区分に基づいた減免額を還付する対応をとる場合がありますのご留意ください。

【A】2026年4月1日～8月31日までに予約または新規で修学支援新制度に申請し、採用された学生

▶ 2ページ参照

【B】2026年度春学期に新規で修学支援新制度に申請し、9月11日に採用された学生

▶ 3ページ参照

【C】A、Bのいずれにも該当しない学生
例) 9月以降に新規で出願する学生、再審査請求中の学生、等

▶ 4ページ参照

(※) 学費(授業料・教育充実費・実験実習費)及びその他諸費を指します。

【お問い合わせ先】

- | | | |
|---------------|--------------|-------------------|
| ☐ 学費請求について | : 関西学院財務部 | (電話 0798-54-6011) |
| ☐ 授業料減免について | : 学生課 | (電話 0798-54-6110) |
| ☐ 修学支援新制度について | : 学生課JASSO窓口 | (電話 0798-54-7484) |

【A】2026年4月1日～8月31日までに予約または新規で修学支援新制度に申請し、採用された学生

<2026年度秋学期学費請求について>

口座振替の場合（対象：口座登録期間中に口座を登録した方）

（1）対象者へのお知らせ（2026年度秋学期支援区分について）

対象者には2026年9月4日に、kwicで学生課より学生本人にお知らせします。

（2）口座振替通知の送付

支援区分決定後、減免後学費を記載した口座振替通知（※）を保証人宛に11月20日に送付します。

（※）家計判定の結果、支援対象外となった方は全額学費が記載されています。

また家計判定の時期によっては秋学期学費請求時点で減免区分が決定しない方がいますが、

その場合は12月7日に減免前全額学費を口座振替で納入いただきます。

全額学費納入後、後日支援区分が決定された方には支援区分に基づいた減免額を還付いたします。

（3）口座振替日

12月7日にご登録の口座から口座振替で納入いただきます。

（4）延納について

延納申請をしている場合は、12月7日ではなく12月23日に口座振替を実施します。

申請方法等、詳細は学費HP「延納制度について」をご覧ください。（延納申請期限：10月13日）

納入用紙の場合（対象：口座登録期間中に口座を登録しなかった方）

（1）対象者へのお知らせ（2026年度秋学期支援区分について）

対象者には2026年9月4日に、kwicで学生課より学生本人にお知らせします。

（2）納入用紙の送付

支援区分決定後、減免後学費を記載した納入用紙（※）を保証人宛に11月20日に送付します。

（※）家計判定の結果、支援対象外となった方は全額学費が記載されています。

また家計判定の時期によっては秋学期学費請求時点で減免区分が決定しない方がいますが、

その場合は減免前全額学費の納入用紙を送付しますので、12月7日までに納入願います。

全額学費納入後、後日支援区分が決定された方には支援区分に基づいた減免額を還付いたします。

（3）納入期日

納入期日は12月7日です。期日までに納入用紙を用いて銀行窓口やATM・ネットバンキング等で納入ください。

（4）延納について

延納申請をしている場合は、12月23日までに学費を納入ください。

申請方法等、詳細は学費HPをご覧ください。（延納申請期限：10月13日）

【B】2026年度春学期に新規で修学支援新制度に申請し、9月11日に採用された学生

<2026年度秋学期学費請求について>

口座振替の場合(対象:口座登録期間中に口座を登録した方)

(1) 対象者へのお知らせ(採用ならびに2026年度秋学期支援区分について)

対象者には2026年9月11日に、kwicで学生課より学生本人にお知らせします。

(2) 口座振替通知の送付

支援区分決定後、減免後学費を記載した口座振替通知(※)を保証人宛に11月20日に送付します。

(※)家計判定の結果、支援対象外となった方は全額学費が記載されています。
また家計判定の時期によっては秋学期学費請求時点で減免区分が決定しない方がいますが、
その場合は12月7日に減免前全額学費を口座振替で納入いただきます。
全額学費納入後、後日支援区分が決定された方には支援区分に基づいた減免額を還付いたします。

(3) 口座振替日

12月7日にご登録の口座から口座振替で納入いただきます。

(4) 延納について

延納申請をしている場合は、12月7日ではなく12月23日に口座振替を実施します。
申請方法等、詳細は学費HP「延納制度について」をご覧ください。(延納申請期限:10月13日)

納入用紙の場合(対象:口座登録期間中に口座を登録しなかった方)

(1) 対象者へのお知らせ(2026年度秋学期支援区分について)

対象者には2026年9月11日に、kwicで学生課より学生本人にお知らせします。

(2) 納入用紙の送付

支援区分決定後、減免後学費を記載した納入用紙(※)を保証人宛に11月20日に送付します。

(※)家計判定の結果、支援対象外となった方は全額学費が記載されています。
また家計判定の時期によっては秋学期学費請求時点で減免区分が決定しない方がいますが、
その場合は減免前全額学費の納入用紙を送付しますので、12月7日までに納入願います。
全額学費納入後、後日支援区分が決定された方には支援区分に基づいた減免額を還付いたします。

(3) 納入期日

納入期日は12月7日です。期日までに納入用紙を用いて銀行窓口やATM・ネットバンキング等で納入ください。

(4) 延納について

延納申請をしている場合は、12月23日までに学費を納入ください。
申請方法等、詳細は学費HPをご覧ください。(延納申請期限:10月13日)

【C】A、Bのいずれにも該当しない学生 例) 9月以降に新規で出願する学生、再審査請求中の学生、等

<2026年度秋学期学費請求について>

口座振替の場合(対象:口座登録期間中に口座を登録した方)

(1) 口座振替通知の送付

全額学費が記載された口座振替通知を保証人宛に10月9日に送付します。

(2) 口座振替日

11月6日にご登録の口座から口座振替で納入いただきます。

(3) 延納について

延納申請をしている場合は、11月6日ではなく12月23日に口座振替を実施します。
申請方法等、詳細は学費HP「延納制度について」をご覧ください。(延納申請期限:10月13日)

(4) その他

後日支援区分が決定次第、対象者には、学生課より認定通知を郵送でお送りします。
決定した支援区分に基づき、減免額を還付いたします。

納入用紙の場合(対象:口座登録期間中に口座を登録しなかった方)

(1) 納入用紙の送付

全額学費が記載された納入用紙を保証人宛に10月9日に送付します。

(2) 納入期日

納入期日は11月9日です。期日までに納入用紙を用いて銀行窓口やATM・ネットバンキング等でご納入ください。

(3) 延納について

延納申請をしている場合は、12月23日までに学費を納入ください。
申請方法等、詳細は学費HPをご覧ください。(延納申請期限:10月13日)

(4) その他

後日支援区分が決定次第、対象者には、学生課より認定通知を郵送でお送りします。
決定した支援区分に基づき、減免額を還付いたします。